

**資金決済に関する法律第20条第1項に基づく
テレビ視聴用等「テレビカード」
払戻しのお知らせ**

令和2年8月28日をもって、富山県立中央病院内にて運用を終了いたしました、当社(株式会社パースジャパン)発行の前払式支払手段であるテレビ視聴用等「テレビカード」につきまして、「資金決済に関する法律第20条第1項」に基づき、お手持ちの「テレビカード」の未使用残高の払戻しをいたしますので、下記期間内にお申し出くださいますようお願いいたします。

記

<払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号>

株式会社パースジャパン

<払戻しの対象となる前払式支払手段の種類>

富山県立中央病院にて運用の「テレビカード」

<払戻しのお申出期間>

令和2年8月29日(土)から令和2年11月30日(月)まで

当該期間内に申出を行われない場合は、当該払戻しの手続きより除斥されますのでご注意ください。

<お申出の方法>

■病院内の精算機の場合

病院内の1階中央病棟A1階の入院案内横に設置している精算機により申出とさせていただきます。

■郵送の場合

下記問合せ先に「テレビカード」を送付いただきお申出とさせていただきます。

<払戻しの方法>

■病院内の精算機の場合

病院内の1階中央病棟A1階の入院案内横に設置している精算機により払戻しさせていただきます。

■郵送の場合

下記問合せ先住所に「テレビカード」を郵送にて送付頂き、弊社内に設置した精算機で残高の確認を行い、残高の確認が取れた「テレビカード」については、保有者に対して残高の払戻しを行い、返金をさせていただきます。

返金方法は現金書留による返金とさせていただきます。なお、郵送料については弊社にて負担いたします。

ご不明な点は下記までお問合せください。

〒920-0027 石川県金沢市駅西新町3-13-27 金澤 MJ BLD.1F

発行者:株式会社パースジャパン 北陸営業所

連絡先:北陸営業所 カード払戻し係 076-233-7138

<https://persjapan.co.jp>